

憲法理論研究会規約

一九九二年七月二〇日決定
一九九二年八月二〇日施行
一九九七年五月一日改正
二〇一〇年五月九日改正
二〇一八年五月一三日改正

(名称)

第一条 本会は、憲法理論研究会 (Association for Studies of Constitutional Theory) と称する。

(目的)

第二条 本会は、次のことを目的とする。

- 一 日本国憲法の基本理念の擁護
- 二 総合的で科学的な憲法理論の創造
- 三 会員間の、世代を超えた自由で学問的な交流と協力の促進

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術研究総会の開催
- 二 研究会の定期的開催
- 三 研究成果の公表
- 四 前条第一号及び第二号に掲げる目的を共有する内外の学術機関・団体との交流の促進
- 五 その他必要と認められる事業

(会員)

第四条 次に掲げる者は、会員二名の推薦に基づき、事務総会の承認により、本会の会員となることができる。

- 一 憲法を研究する者であって、本会の目的に賛同する者
- 二 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者

(会費)

第五条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(事務総会)

第六条 本会の運営に関する基本方針を決定する機関として、事務総会をおく。

2 事務総会は、原則として毎年一回、運営委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。ただし、必要と認められる場合は、随時開催する。

(運営委員会)

第七条 本会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、事務総会の決定を受け、本会の運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員の定数及び選出方法は、別に定める。
- 4 運営委員の任期は二年とし、再任を妨げない。
- 5 運営委員会に委員長をおく。委員長は、運営委員の互選による。
- 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長は、本会を代表する。

(事務局)

- 第八条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局長は、運営委員会の推薦に基づき、事務総会で選出する。
 - 4 事務局員は、会員のなかから、事務局長が委嘱する。委嘱に際しては、運営委員会の承認を必要とする。

(編集委員会)

- 第八条の二 本会の研究成果を公表するために、編集委員会をおく。
- 2 編集委員会は、編集委員長及び編集委員をもって構成する。
 - 3 編集委員長及び編集委員は、委員長の推薦に基づいて、運営委員会で選出する。

(会計年度)

第九条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計の承認)

第九条の二 会計については、運営委員会の審議を経た上で、事務総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

- 第二〇条 本会の会計につき監査を行うため、会計監査をおく。
- 2 会計監査は、委員長の推薦に基づき、事務総会において選出する。
 - 3 会計監査の任期は二年とし、再任を妨げない。
 - 4 会計監査は、毎会計年度末に監査を行い、その結果を事務総会に報告するものとする。

(改正)

第一条 本規約は、事務総会において、出席会員の過半数の賛成により改正することができる。

附則

本規約は、一九九二年八月二〇日より施行する。

附則

本規約は、一九九七年五月二一日より施行する。

附則

本規約は、二〇一〇年五月九日より施行する。

附則

本規約は、二〇一八年五月一三日より施行する。